

見どころの多い山陰と山陽地方の名所をぐるっとひとまわり

山陰山陽周遊 宮島・岡山・松江・出雲大社 4日間

◎旅行期日：4月15日(月)～18日(木)

◎旅行代金：165,000円(2名1室利用)

(1名1室利用の場合は15,000円追加)

※1名部屋には数に限りがありますので、ご用意できない場合もあります。

◎申込金：30,000円(旅行代金に含まれます)

◎募集人員：25名(最少催行人員15名)

◎食事付：朝食3回、昼食4回、夕食3回

◎添乗員が同行します

◎利用予定バス会社：廿日市観光バス

申込締切日3月25日(月)



世界遺産 厳島神社(イメージ)

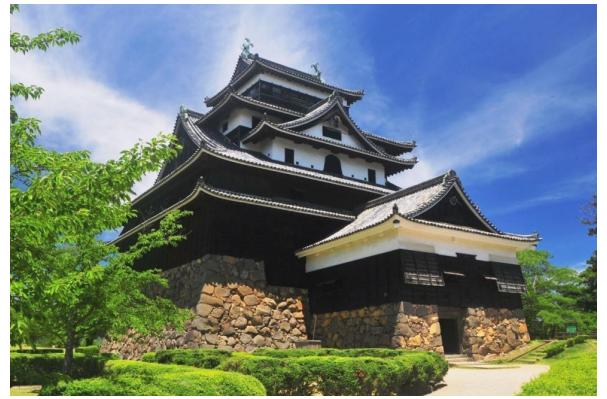
☆世界遺産宮島と厳島神社、広島平和記念公園、尾道、日本三名園のひとつ後樂園など山陽の名所をめぐる。
☆日本画と庭園が有名な足立美術館、水木しげるロード、国宝松江城、出雲大社など山陰の人気の観光地を訪ねます。



倉敷美観地区(イメージ)



出雲大社(イメージ)



国宝 松江城(イメージ)

日次	日	程	宿泊ホテル		
1	青森空港集合 7時00分	JAL140 青森空港———羽田空港——— 7:35 8:55 9:50 フェリー 宮島口～～～宮島(厳島神社、宝物館、五重塔、千畳閣)～～～ 17:00	JAL259 羽田空港———広島空港 11:15 高速船 ～～～広島港(泊) 17:23	貸切バス 青森空港 7時00分	グランドプリンス ホテル広島 082-505-0661
2	ホテル 8:30	貸切バス ホテル～～～広島(原爆ドーム、平和記念公園、平和記念資料館)～～～尾道 (千光寺公園)～～～倉敷(美観地区)～～～岡山(後樂園)～～～岡山(泊) 18:00	ホテル グランヴィア岡山 086-234-7000		
3	ホテル 8:30	貸切バス ホテル～～～安来 足立美術館(春季特別展)～～～境港(水木しげるロード、水木しげる記念館)～～～松江(国宝松江城)～～～松江(泊) 17:30	佳翠苑皆美 0852-62-0331		
4	ホテル 8:30	貸切バス ホテル～～～松江 堀川めぐり遊覧船～～～出雲大社～～～古代出雲歴史博物館～～～ JAL264 ～～～ 広島空港——— 羽田空港——— JAL151 17:55 19:15 19:55 21:10 青森空港(着後解散)			

※現地の事情でコース・時間等が変更になる場合があります。

JAL：日本航空

東奥旅行お申し込みのご案内

～当パンフレットの旅行は次の条件に基づきます～

1、募集型企画旅行契約

この旅行は(株)東奥日報サービス 東奥日報旅行センター(青森市新町1-7-1 中三階 観光庁長官登録旅行業第1941号。以下「当社」という)が旅行企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。又、契約の内容・条件は、各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

2、旅行のお申し込み及び契約成立

- (1) お申込金とお申し込み書を添えてお申し込みいただきます。お申込金は、「旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部として取扱います。
- (2) 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段(以下「電話等」という)による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。この場合当社が電話等による旅行契約の予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内にお申込金をお納めください。この期間内にお申込金を提出されない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。
- (3) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾しお申込金を受領したときに成立するものとします。

3、旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。お申込金および旅行代金は、下記の銀行口座宛にお振込みになるか、当社へお納め下さるようお願いいたします。(なお、また、振込料につきましてはお客様負担となります。ご了承ください)

<振込先> (株)東奥日報サービス 東奥日報旅行センター
<銀行名> 青森銀行 新町支店 普通口座 3030279
みちのく銀行 青森支店 普通口座 2813234

(※振込人名の前に出発日を掲載してください。)

(例: 4月15日出発 東奥太郎様の場合→4-15東奥太郎)

4、旅行代金の適用

参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)の12歳未満の方は、子ども代金となります。

5、旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミー クラス)、宿泊費、食事後、旅行取扱料金及び消費税等諸税。航空運賃は包括旅行割引運賃を適用しております。
- (2) 添乗員が同行するコースではこの他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくてもお戻しはいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

6、旅行内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災事変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を止め、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由をご説明いたします。

7、旅行代金の変更

- (1) 当社は利用する運送機関の適用運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日からさかのぼって起算して15日目にあたる日より前にお客様にその旨を通知いたします。
- (2) 第6項の事由により旅行内容を変更したことによって、旅行の実施に要する費用が増加又は減少するときは、運送・宿泊機関等が当該サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除き、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。

8、お客様による旅行契約の解除

- (1) お客様は第10項に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出の受付はお申し込みをされた当社らの営業時間内とします。(営業時間終了後に着信したファクシミリ、電子メール等は、翌営業日の受付となります)
- (2) お客様は下記に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 契約内容の重要な変更が行われたとき
 - b. 第7項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき
 - c. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
 - d. 当社がお客様に対して、別途定める期日までに、最終旅行日程表を交付しなかったとき
 - e. 当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

9、当社による旅行契約の解除及び履行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は旅行契約を解除することがあります。
- (2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
 - b. お客様が病氣その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
 - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げたおそれがあると認められたとき
 - d. お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - e. スキーを目的とする旅行に不足の降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき

- f. 天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
- (3) 当社は本項(1)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいはお申込金)から違約料を差し引いてお戻しいたします。また、本項(2)により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいはお申込金)の全額をお戻しいたします。

10、取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消される場合には旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料を、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

取消日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	無料
	2) 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあっては10日目)(3~6を除く)	旅行代金の20%
	3) 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
旅行開始日の前日の解除	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

- (2) 当社の責任とならない各種ローンの取扱以上の事由に基づき、お取り消しになる場合も上記取消料をお支払いいただきます。
- (3) 旅行代金が期日までに支払われないうちは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、上記の料率で違約料をいただきます。
- (4) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更について、お取り消しとみなし、取消料の対象となります。

11、添乗員等

- (1) [添乗員同行]表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (2) [現地係員案内]表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。

12、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。
- (2) 手荷物について生じた本項(1)の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日より起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償いたします。

13、特別補償

当社は前第12項(1)の当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行約款により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金及び後遺障害補償金及び入院見舞金を、又、手荷物に対する損害につきましては、損害補償金をお支払いいたします。

14、個人情報のお取り扱い

- (1) 当社らは、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要なものについては各コース等に記載されています)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。*このほか、当社らでは、①旅行案内のご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。
- (2) 当社らが取得する個人情報、お客様の氏名、生年月日、性別、電話番号、住所、メールアドレス、その他コースにより当社が旅行を実施するうえで必要となる最小限の範囲のお客様の個人情報とします。また介助者の同行、手荷物の手配等特別な配慮を必要とする場合、当社が可能な範囲でこれに応ずる(又は応じられない旨の回答をする)目的のため、上記以外の個人情報の取得をさせていただきますが、これは当社が手配等をするうえで必要な範囲内とします。
- (3) 当社はお申込みいただいた旅行の手配のために、運送・宿泊機関等に対しお客様の氏名、年齢、性別、電話番号、その他手配をするために必要な範囲内での情報を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (4) 当社は、旅行先において、お客様の荷物運送等、DFSギャラリア・沖繩(免税店)でのお買い物等の便宜のため当社の保有するお客様の個人データを運送業者やDFSギャラリア・沖繩に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、搭乗日及び航空便名等に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合はお申し込み時にお申し出ください。
- (5) 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の方は、必要となる手続きについてご案内いたします。当社にお申し出ください。その際、法令及び当社内規に従い、遅滞なく必要な措置を取らせていただきます。また、ご希望の全部又は一部に応じられない場合はその理由をご説明します。

15、旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2019年1月1日を基準としています。

<お問い合わせ・お申し込み>

観光庁長官登録旅行業第1941号 (一社)全国旅行業協会会員 (一社)日本旅行業協会協力会員

<旅行企画・実施> 東奥日報旅行センター

旅行業公正取引協議会会員 総合旅行業務取扱管理者 熊谷 直樹

Tel. 017-773-7777 Fax. 017-773-3606

〒030-0801 青森市新町1丁目7-1 中三階

《営業時間 午前10時から午後6時 土日祝日は休業》

※旅行業務取扱主任者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関しご不明点がございましたら、ご連絡なく上記の取扱管理者にお尋ねください。